

- 転出等で転出先の商品券を購入希望の場合は、長久手市の「購入引換券」を転出先市区町村の窓口で交換することができます(既に長久手市の商品券を購入した場合、商品券の交換はできません)。また、転入等で長久手市の商品券を購入希望の場合は、前住所地の「購入引換券」をプレミアム付商品券窓口(市役所本庁舎1階東側)で交換できます。
- 住民税非課税者でまだ申請していない人は、11月末までに申請してください。
- ★ 商品券の利用店舗などの情報は、引換券に同封しています。また、市HPに随時掲載します。

市民活動に関する相談受付

問 まちづくりセンター ☎ 64-6400
たつせがある課 ☎ 56-0602
HPを見る 記事ID 1599

市内で活動を行っている、またはこれから活動しようと思っている人・団体からの市民活動に関する相談をまちづくりセンターで受け付けています。相談内容によっては、相談員の派遣も行っていますので、まずは気軽にまちづくりセンター窓口へお問い合わせください。

時 相談窓口 月曜から土曜までの
9:00～15:00(祝日を除く)



10月7日～13日 行政相談週間

問 悩みごと相談室 ☎ 56-0551
HPを見る 記事ID 10505

行政相談は、国や特殊法人などの仕事への意見や苦情、要望をお伺いする窓口です。詳しくはP16をご覧ください。

健康・福祉

尾張東部成年後見センターの 名称変更

問 尾張東部権利擁護支援センター
☎ 75-5008
HPを見る 記事ID 13363

10月1日から、「尾張東部成年後見センター」の名称が「尾張東部権利擁護支援センター」に変更され、成年後見制度のみならず、権利擁護に関する相談機関となります。

同センターは、判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害、精神障害がある人の財産や権利を守るために、尾張東部地区の5市1町(長久手市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町)の委託を受けて運営している機関です。成年後見制度等の権利擁護に関するお困りごとは、お気軽にご相談ください。

赤い羽根共同募金に ご協力ください

問 共同募金委員会事務局
(社会福祉協議会) ☎ 62-4700

10月1日より全国一斉に赤い羽根共同募金が展開されます。

共同募金運動は、地域福祉を推進し、明るい福祉のまちづくりを支援するため、一人ひとりが協力しあっていく「住民相互のたすけあい」運動です。みなさんからいただいた募金は福祉教育や高齢者の交流会など地域福祉を推進していくために使われます。

市政情報

差押物件を公売します

問 愛知県豊田尾張東部地方税
滞納整理機構
☎ 052-265-6971
収納課 ☎ 56-0610
HPを見る 記事ID 13434

滞納市税解消を目的とし、滞納者から差し押さえた財産(土地付き建物)の公

売を、愛知県と共同で実施します。

公売期日:10月8日(火)
会場:愛知県名古屋南部県税事務所 4階
会議室
入札時間:13:30～14:00
開札時刻:14:01
公売保証金受入期間:10月1日(火)9:00
～10月7日(月)13:00
公売保証金受入場所:長久手市役所収納課窓口
(公売に参加するには受入期間中に公売保証金を納付する必要があります。)
※詳しくは市HPをご覧ください。

耐震等関連事業 補助金代理受領制度の創設

問 都市計画課 ☎ 56-0622
HPを見る 記事ID 13472

本市が実施する耐震等関連事業(民間木造住宅耐震改修費補助事業、ブロック塀等撤去費補助事業等)を対象に代理受領制度を創設しました。

代理受領制度とは、申請者が補助金の受け取りを業者に委任することで、市が補助金を直接業者に支払うことが可能となり、申請者の一時的な費用負担を減らすことができる制度です。

通常、補助金を受ける場合は、工事等にかかる費用を全額業者に支払った後、市から補助金を受理しますが、本制度を活用することで、工事等にかかる一部の費用の準備で、工事等を行うことが可能になります。

※本制度は、一時的な費用負担を少なくするための制度のため、工事費等を減額する制度ではありません。

詳しくは都市計画課までお問合せ下さい。

制度開始 10月1日(火)

